

# Opinion

オピニオン：このページは会員の意見を紹介するページです。

## 自分の判断を

山本明夫

平成維新憲章には政治家や官僚に任せきりにするのではなく、自ら考え、行動する啓発された生活者となるという理念が書かれています。そこで初回は専門家に判断をゆだねることの危険性に関して考えてみたいと思います。

例えば法律について、私たち一般人は裁判官や弁護士などの専門家の判断を無条件に信じてしまうような傾向がありますが、本当にこれで良いのでしょうか？法律や判決の文章を読むといふにも悪文で、聰明な人が書いた文章とは思われないという印象をお持ちになった方はいないでしょうか。

法律というのは社会の基本ですから人任せにして良い問題ではありません。市民の常識と法律解釈が遊離してしまえば我々市民は最終的に基準とすべきよりどころを失ってしまいます。そこで、法律について落ち着いて考えるために、最近の時事問題ではなく過去の事件から例をひいてみたいと思います。みなさんはロッキード事件という裁判をご記憶でしょうか？時の首相が外国の航空機会社から金を貰って日本の航空会

社が調達する機種を選定する際に影響力を行使したという事件でした。

この裁判では種々の争点について事実関係や法律論が争われましたが、その中の一つに「首相の職務権限」という話題があったのをご記憶の方も多いと思います。首相が航空会社の機種選定に介入する職務権限がなければ金銭の受け渡しがあっても「収賄」とは言えないという文脈の中で語られた内容です。裁判の推移としては「首相は担当大臣を通じて航空会社を指揮監督する準職務権限がある」というような解釈が大勢を占めていたような記憶があります。しかし、このような解釈は普通の人の常識からはかけ離れているのではないかでしょうか？首相が運輸大臣を通じて、航空会社に対して航空機の機種選定を指揮する正当な権限があるなら、厚生大臣を通じて病院に対して医療機具の選定を指揮する正当な権限もあることになります。文部大臣を通じて学校の教科書や教材の選定に介入することも職務であるということになります。これは、なにか変ではないでしょうか？私の考えでは、これは法律の「専門バカ」たちが妙な解釈をこねくり回して事態を解り難くしてしまったものだと思います。

それでは首相が航空会社の機種選

定に介入した場合、常識的に考えれば何が悪いのでしょうか？私の考えでは「権力をカサに着たおどし」です。本来指揮監督する権限など持っていない「機種選定」にたいして権力をチラつかせて不当に介入したことが悪いというのが常識的な判断ではないでしょうか？それにもかかわらず、法律の専門家である検察官はロッキード事件を「贈収賄」として立件したいがために、裁判官も「贈収賄」として裁きたいがために、無理を重ねて裁判を続けたというのが私の印象です。常識的に考えれば「正当な権限などない事柄に関して権力が不当な介入を行った」という事態を「金を貰って権限行使した」と言いくるめたいがために無理をしているのではないでしょうか？専門家というのは時には常識の線を踏み越えた非常識な決断をするという見本のような気がします。

法律の適用や解釈を法律家だけに任せておくと、このように一般の人々の感覚からは縁遠いものになってきてしまいます。これは法律に限らず、専門家というもの一般が陥りやすい落とし穴だろうと思います。このようなことが起こることを防ぐためにも私たち市民は自分の考えを自分の言葉で述べることが必要なのだと思います。

会費を納入した者とする。

（会長・幹事・会の運営）

第4条 会員の互選により会長1名、事務局・会計を含む幹事若干名を置く。

第5条 本会の運営は、会長および幹事の合議により決める。

（会員名簿・会計報告）

第6条 本会の会員名簿は適宜、匿名希望の方を除き都民の会会報等に掲載する。

第7条 本会の会計報告は適宜、都民の会会報等に掲載する。

付 則 本会は1995年7月9日を以て発足する。

入会受付手続は、郵便振込用紙にて行いますので、郵便振込用紙には、ご住所、お名前、お電話番号を正確に記入下さい。匿名希望の方は、お名前の後に匿名希望と明記下さい。発表時に匿名扱いとします。

※年会費：1口5千円

※会費振込先：【郵便振込口座番号】

00120-0-772036

【郵便振込口座名称】維新都民会報

※なお、事務処理の都合上、年会費を、1口5千円に改定いたしました。会計・望月忠雄

